

政務活動費活動報告（視察）

（1）出席者（会派名・個人名）

[公政会]野村博雄、安澤勝、伊藤容子、奥野嘉己、黒澤茂樹、疋田菜穂子

（2）実施日：令和7年8月18日～8月20日

【1. 調査の目的】

本市における現状・課題

<1>本市には「コンプライアンス推進規程」が定められているが、「コンプライアンス」の適切な対応についてまだ未整備な部分が多く、快適な職場環境に必要なコンプライアンス推進のために、現在の規定では公平で中立な事実の確認や判断が十分に担保されているとはいえない状況である。

<2>全国的にも少子高齢化で人口減少社会となり、地域の学校の存続が危惧され、小学校の統合について議論が進められているなか、その参考事例の研究と合わせ、教育環境についても他市事例を参考に最善を検討してゆかねばならない。

<3>小規模農家が減少し、認定農業者へ移行している現状があり、耕作条件や水の管理が難しい土地については後継者がおらず、耕作放棄地となってしまう。本市の中心である米・麦・大豆の農業を将来的に続けていくために集積化や集約化を如何に進めていくか課題である。

【2. 調査地選定理由】

<1>（1）調査項目：職員のコンプライアンス推進について

（2）選定地：愛知県名古屋市[コンプライアンス推進について積極的な取組が行われている]

<2>（1）調査項目：小中一貫教育について

（2）選定地：新潟県三条市[早くから小中一貫教育の取り組みをされている]

<3>（1）調査項目：省力化や精密化を実現するスマート農業について

（2）選定地：新潟県上越市[ロボット技術や情報通信技術を活用しスマート農業を推進されている]

【3. 調査結果】

<1> [報告書作成者：伊藤容子]

担当者：名古屋市総務局職員部コンプライアンス推進課 課長 尾関修 氏

（1）内 容

最近パワハラやカスハラという言葉をよく耳にするようになりました。名古屋市では「市長及び副市長のハラスメント事案に関する第三者調査委員会設置要綱」を令和6年10月に施行されていますが、それに先立って「名古屋市パワーハラスメントの防止等に関する規程」が施行されており内容や運用について説明を頂いた。

名古屋市では、平成28年に「名古屋市パワーハラスメント対策に関する指針」を策定・実施し、その後運用するなかで相談する相手が市の職員では相談しづらいという相談者の要望に対応し、ハラスメントについて専門的な見識を有する弁護士を外部相談員として新たに設置し、より相談しやすい環境整備に取り組んでいます。また令和2年6月には、国のパワハラ防止の措置が法によ

り義務化されたことに伴って、局長の責務を明確にし、研修や懲戒処分等に関する規定を追加し、市全体として一層のパワハラ防止を図り、またパワハラ防止意識の醸成の実現にむけて改訂しています。その後より広く相談を受付けるために令和3年、令和4年と改訂を重ねながら、一人一人の職員の尊厳や人格が尊重され、快適に働くことができる職場環境推進の取組がすすめられています。

相談は、各局ごとに市の職員から予め選任された内部相談員、または愛知県弁護士会から推薦された弁護士4名の外部相談員の2つの相談体制があり、最初の相談は内部・外部どちらでも相談者が選択できるようになっています。この時、外部相談員への相談は1回限り（基本）となっており、外部相談員への相談は1回1時間で、費用はコンプライアンス課が実費で精算している。外部相談員への相談は、最初の1回のみで、理由としては相談の後は、事実確認に取組み、その事実確認は市職員による調査で事実解明が済みその後の外部相談員（弁護士）への相談は必要なくなるためとのことであった。（事実調査後の事実など相談者が受入れ難い場合、後述のパワハラ防止委員会で審議する。）

相談内容が解った後は、先述の通りまず事実の確認を実施する。調査はコンプライアンス推進課が必要な調査等を相談者が属する各局区室の人事担当部署に対して依頼し実施され、事実確認については、各局区室の人事担当部署が主体となり行うが、コンプライアンス推進室とも連携をとり実施している。

対応については、相談者の意向を尊重しながら、また相談したことで不利益な取り扱いを受けないよう慎重に進めている。調査をどこまでするのか等、何よりも相談者の意向に沿うよう対応している。

事実確認については、必ず弁明の機会も含め当該者（パワハラをしたとされる）にはヒアリングをしている。また事実確認のために一つずつ各事項について緻密に調査して、当該職場の複数の職員からヒアリングをして当時の状況を確認し、事実把握をしている。またパワハラなのかの判断には、厚労省の指針「一般の労働者がいたとすると、どう受け取るか」を基準にしており、個人の受取りではなく、社会通念上の業務上の逸脱した指示・命令かどうかで判断する。パワハラは人によって受け取り方が違い、人間関係の良い悪いはみず、総合的な事実確認をしている。事実確認ができない事案については、ハラスメント評価自体をしていない。例えば音声データがなく密室で2人の場合の事案では、証拠がなければ担当課としてもどうしてもなく対応には限界がある。事実を確認できない場合は、相談内容の現場の周囲の複数職員にヒアリングをして正確な事実の確認をしている。この複数の職員に聞くことで総合的に事実の確認ができ、パワハラ悪用の（パワハラがないのにパワハラされたと一方的に主張等）も防ぐようにしている。ただし事実が確認できない場合、当該者が誹謗中傷されることを防ぎ守らなくてはならないので対応を慎重にしている。またパワハラにあった場合は、時間が経過すると相談者・周辺の職員の記憶が曖昧になり、事実把握が難しくなるため、直ぐに相談・報告をするよう職員に呼びかけている。

当時の状況を示す音声データがある場合は、音声データに基づき事実認定をしている。音声データは、録音の日時も明示されており、（相談者が）改ざんや編集したものとする前提にはたらず、性善説で音声データを事実として認定している。

事実認定やハラスメントの認定（判定）が困難な事例について、令和7年4月から公平で中立

的な判定をする為に外部の弁護士が加わった合議体の「パワハラ防止委員会」で判定している。職場のパワハラを防止するために取組んでおり、この委員会の名前にしている。今後ハラスメントを受けた人が、もうハラスメントを受けない職場環境の実現を目指しており、職場環境や職場風土をどう変えていけばハラスメントを防止できるかを第一にして、ハラスメント関連全てに取り組んでいる。調査の結果、当該行為がパワハラと認定されなかった場合でも上司から注意指導をしている。なお相談者が匿名の場合、また匿名での調査を希望した場合は、事実認定の調査が難しくなる旨を相談者には伝えている。

(2) 考 察

名古屋市の取組を聞きながら、本市の「コンプライアンス推進規程」が時代にあった内容なのか考えさせられる内容であった。パワハラ相談に対する職員の快適な職場環境をつくる為に、相談には相談者の意向を一番にしなが、相談者だけでなくパワハラをしたとされる当該者にとっても「事実の解明」を公平に中立的に市として取組む体制と仕組みがつくられ実行されている状況に、本市は大変見習い学ぶべきものがあると思いました。また審査結果に対していわゆる不服申し立てができ、弁護士を含む第三者委員会で再度審議し判定ができる2階層の事実認定及び審査の仕組みであり、「公平で中立」な「真実の解明」を実行する好事例である、名古屋市の「名古屋市パワーハラスメントの防止等に関する規程」を本市でも取り入れ、早期に運用をした場合に、より快適で働きやすい職場環境を強力に推進できると思いました。

名古屋市でのパワハラ防止についての取組における大きな特徴として、①公平で中立な事実解明の徹底した調査、②事実認定が困難な事案は第三者の委員会で審議、弁護士も加えた第三者委員会である「パワハラ防止委員会」で審議し認定、③音声データ＝事実と認定し、音声データは録音日時も記録されており、編集・切り取りを前提にしない。

相談者の意向に寄り添いながら、事実の解明を公平で中立的な立場で一つ一つ徹底的に調査した結果でパワハラ判定を慎重に行う一方で、事実の確認ができなかった場合パワハラをしたとされた当該者を誹謗中傷から守るためにも慎重に対応する姿勢は本市も是非参考にして、本市の職員の人権を尊重し、快適に働ける職場環境づくりを推進することを切望します。

名古屋市は、言葉だけでなく実質的に職員を守り、快適な職場環境推進に取組み、パワハラ事案に対しては公平で中立的な事実解明が可能な組織の体制・運営を実現している組織であるからこそ「名古屋市パワーハラスメントの防止等に関する規程」では対応できない、特別職によるハラスメント事案には、新たに名古屋市執行部が「市長及び副市長のハラスメント事案に関する第三者調査委員会設置要綱」を作成・施行し、本要綱に基づいて現在第三者調査委員会が開催されているのであろう。

< 2 > [報告書作成者：奥野嘉己]

担当者：三条市立大崎学園 校長 小林雄二 氏

前期部（小学校部）教頭 穴澤典明 氏

後期部（中学校部）教頭 安中忠政 氏

三条市教育委員会学校教育課教育センター長 樋口信秀 氏

指導主事 武石和仁 氏

(1) 内 容

三条市は県中央部に位置する、人口約 90,000 人、面積約 430 km²の市である。訪問先の大崎学園は、平成 30 年 4 月に元の小学校の建物、敷地を生かす形で、中学校部と共通施設を合築し、開校された。

注目点は、三条市においては、平成 20 年に「小中一貫基本方針」を策定し、平成 21 年より実践教育を開始され、その後、小中一貫教育制度への移行の検討と、新校種となるため、県教育委員会との協議や保護者への説明を重ねられたうえで、大崎学園開校へとつながられている点でした。今までの小学校 6 年・中学校 3 年ではなく、義務教育学校として 9 年間に修業年限とし、9 年間を生かした教育目標の設定、9 年間の系統性のある教育課程の編成を行うとされています。その付随的な効能の一つが、小学校卒業から中一の壁をスムーズに行うために、職員室の教員配置においては、6 年生担当教員の横に中一（7 年次）担当教員を配置し、スムーズな情報交換が可能ないように配慮されていました。

施設面の特徴は、グラウンドが 2 面、体育館も 2 面と武道場があるということ。その目的は、前期部（小学校）と後期部（中学校）の授業時間の違いがあることから、中休憩、昼食時間、体育授業の時間設定が異なること、また小学校低学年と中学生とでは明らかな体格上の違いがあり、同じ場所では危険が生じかねないということ。また、児童生徒の校舎出入口は同一場所であり、校舎中央に階段ホール上の場所を設けて学園としての一体感熟成を狙っていました。

(2) 考 察

訪問までは、小中一貫というのは、既存小学校併設型中学校、または既存中学校併設型小学校ということで、同一敷地内にあっても、小学校と中学校それぞれのカリキュラムは従来の通りとと思っていました。この大崎学園の 9 年間を生かした教育を行うという点を、平成 20 年代頭初より検討を開始されていることに驚きました。

校長先生のコメントですが、最近の少子化の流れの中で、全国的に、小中一貫を標榜する学校が増えてきているが、大崎学園のような学校はまだまだ少ないとのこと。学園の目標として、目指す子ども像を「新しい世界を拓く人」として、どこにもない学園文化を創ってゆくという言葉に感銘を受けました。

文部科学省の定義で、小中連携教育とは、小中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育であり、小中一貫教育とは、小中連携教育のうち、小中学校が目指す子供像を共有し、9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育とのこと。

当市における、小学校統合問題において、「どのような子ども像を目指すのか」という視点は外してはいけなと感じました。児童数が少なくなったから統合するというだけの議論ではなく、このいずれにしても整備をする機会を生かし、子どもたちのためによりよくなる方策の検討が必要と感じました。

< 3 > [報告書作成者：疋田菜穂子]

担当者：上越市農林水産部農政課 課長 佐藤朋美 氏
農業生産振興係 主任 丸山一輝 氏

(1) 内 容

上越市の水稲作付面積は全国 4 位、収量では全国 6 位であり、農業産出額では、新潟県内で 5 番目、全国では 152 番目である。主食用米の作付面積が大きく伸びており、令和 7 年の作付面積は 11200 ha あまりとなっている。水稲経営体は、5 年で約 2 割と減少し続けている。減少の理由としては、個別の農家が農業法人に集約されてきたことや、中山間では耕作条件の悪い地域は農地を託すこともできないまま離農せざるを得ない状況がみられる。個別農家が大規模農業法人などの担い手へ農地を流動化しているのが主な理由で全耕地の約 6 割を 10 ha 以上の規模の経営体が担っている。

生産コストの現状では、国が H25 年の「日本再興戦略」において、今後 10 年間に、現状の 16,000 円/60 kg かかっていた生産コストを 4 割削減する目標を設定した。如何に生産コストを下げているかが農業経営をしていくうえで重要な国のほうでも考えているということである。コスト削減の意味でもスマート農業が重要である。

作業の効率化や担い手の農地の集約の為に圃場整備は重要な役割を担っている。上越市は国や県と比較して高い水田整備率である。圃場整備によってより大型の機械を導入することが可能となり、作業効率が上がり、作業時間の短縮につながる。県の圃場整備事業の条件としては、圃場整備する面積のうちの 2 割、もしくは所得の 2 割を園芸に切り替えることになっている。水田地帯なので、土地利用型の野菜の栽培が必須になってくる。面積をこなし圃場を埋めつつ高収入を確保していくことが県としての目標であり市としてサポートしている。

上越市スマート農業プロジェクト実証事業について、令和元年度、令和 2 年度にこのプロジェクトに取り組んだ背景には、基盤品種のコシヒカリのみならず、飼料用米や業務用米等需要に応じた米生産に取り組んできたが用途別の米生産においては、収量・品質の安定確保と生産コスト削減の両立が課題となっていることがあげられる。また、生産者の高齢化に伴い、担い手を確保していくためには、「経験と熟練度」に頼りきった農業ではなく、スマート農業技術を導入した新しい栽培技術体系の下、参入できる環境整備体系が必要であった。上越市では平成 31 年で平野部の 35 パーセントが 1 ha 区画の圃場に整備されており基盤整備事業の実施により今後も圃場の大区画化が進むと考えられている。進展する圃場の大区画化とスマート農業技術による相乗効果を実証するためにも実証プロジェクトに取り組んだ。

実証としては、経営・栽培管理システム、自動操舵(直進キープ)トラクター、直進キープ・可変施肥田植機、多機能型自動給水栓、マルチローター(センシング+施肥+農薬散布)、食味・収量コンバイン、レーザー受光感応装置付きハローによる大区画圃場の均平化と 8 項目に及ぶ。事務作業時間や労働時間の低減ができ、収量が増加した。

スマート農業の普及拡大に向けた取組については、実施見学会の開催や、YouTube を利用したスマート農業の情報発信、展示フィールドの設置をしている。実証プロジェクトの成果を活かしたスマート農業の普及を目的に令和 3 年度から市の農政課内に相談窓口を設置している。主にスマート農業機械の導入を行いたい農業者の補助事業の相談を受け付けている。国や県の補助事業では規模拡大等の要件もあるので、要件のクリアが前提となる。一方で中山間部地域については規模要件を満たすことが難しいため要望の多いドローンについて国や県の事業を活用できない農

業者のために令和5年度から、中山間地域農業省力化推進事業という市単独事業を実施している。構成団体の要件や経営面積の要件等を満たせば、農業用ドローンの導入に、1機につき上限100万円補助が受けられる。飛行技術の習得については市内に住所を有する農業者で10ha以上の経営面積等の要件を満たせば1人上限15万円補助が受けられる。本年度も含め、6事業者9名の補助を行った。ドローンを農業以外の取組に役立てることを条件に補助率を上乗せしており、棚田のPR写真の撮影といった地域活性化にも貢献している。

スマート農業機械の導入状況等実態調査の調査結果については、令和6年度時点の市内認定農業者及び認定新規就農者の、スマート農業機械導入率は、18.4%であった。半数以上の人々が「作業効率が向上した」、「労働力が省力化した」と回答しており、スマート農業機械を導入することで農作業への負担減少、労働力省力化が図られていることが明らかとなった。課題としては、スマート農業機械を導入済みの農業者も導入していない農業者も、導入コストが高いと回答している。

(2) 考 察

本市においても上越市と同様に、個別の農家が離農し、認定農家などに移行しており、水田の面積2600haのうち1800haを10ha以上の規模の経営体が担っている。中山間地域が少ないので圃場整備は進んでいる中で、市単独事業の実施があれば更なる後押しになり、新規就農者の増加も見込めるのではないかと考える。

スマート農業を推進し成功させるためには、圃場の大区画化とスマート農業機械のセットの導入が効果を出すためのポイントである。デメリットは導入コストが高いという点であるが、ドローンは比較的安価で、導入数を見ても取組みやすいのではないかとこのことを参考にしていきたい。